

# 因島商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

## （目的）

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「はっさくくん共済」の一部をなすものである。

## （対象者）

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「はっさくくん共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「はっさくくん共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

## （運営費）

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「はっさくくん共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

## （給付内容）

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

## （脱退）

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「はっさくくん共済」から脱退するものとする。

「はっさくくん共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「はっさくくん共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「はっさくくん共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

## （給付手続き）

### 第6条

1. 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

2. 前項の請求があっても、アクサ生命保険(株)福祉団体定期保険普通保険約款（第29条第4号）に準じて、請求書が「反社会的勢力」と認められる場合は請求を受理しない。

## （規約の制定・改廃）

第7条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。（付則）

### 第8条

- この規約は、平成17年1月1日より実施する。
- 平成21年4月1日より時効について改正し実施する。
- 平成25年1月1日より見舞金・給付内容について改正し実施する
- 平成27年1月1日より見舞金・給付内容について改正し実施する
- 平成28年1月1日より「はっさくくん共済」に名称変更し実施する
- 令和3年1月1日より給付手続き、見舞金・祝金給付内容、時効について改正し実施する

## 別表1 見舞金・祝金給付内容

### <給付する場合>

#### ●病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に病気により5日以上継続入院した場合に入院見舞金として1口に付き1万5千円を支給する。但し、1保険期間中において、同一疾病で転院または2回以上の入院をした場合については、通算した1回の入院とみなす。入院が翌保険期間に及ぶ場合は、翌保険期間の取扱いとする。

#### ●事故通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に不慮の事故により10日以上実通院した場合に事故通院見舞金として1口に付き1万5千円を支給する。通院が翌保険期間に及ぶ場合は、翌保険期間の取扱いとする。

#### ●結婚祝金

加入者が結婚した場合に結婚祝金として一律1万円を支給する。ただし、継続して1年以上の加入者に限る。夫婦の両者が加入者であ

る場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払う。

#### ●出産祝金

加入者及び配偶者が出産した場合に出産祝金として一律1万円を支給する。ただし、継続して1年以上の加入者に限る。夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦のそれぞれに出産祝金を支払う。多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払う。

### <給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

#### ●共通：会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失

- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- 核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

#### ●病気入院見舞金

- ・本制度の保障期間中に、同一疾病による複数回の支給

#### ●事故通院見舞金

- ・本制度の保障期間中に、同一加入者に対する複数回の支給

### <時効>

- ・時効：見舞金・祝金制度の請求権は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅する。

### <時限措置>

- ・平成27年1月1日改正前の給付金請求については、改正前の給付内容で給付を行う。なお、本項は上項の時効に基づき、平成29年1月1日をもって消滅する。

### <用語の定義>

- ・対象者：はっさくくん共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者  
②対象者または配偶者の同居の親族  
③対象者または配偶者の別居の未婚の子  
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故  
\*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

## 別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金	○病名・入院日数が確認できる医療機関発行の入院証明書（コピー可）、傷病手当金請求書の控え等の書類
事故通院見舞金	○傷病名・通院日数が確認できる医療機関発行の通院証明書（コピー可）、傷病手当金請求書の控え等の書類
結婚祝金	○事実を証明できる住民票、戸籍謄本等の書類
出産祝金	○事実を証明できる住民票、戸籍謄本等の書類